

一般名処方加算について

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※)を行っています。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

※「一般名処方」とは？

商品名や会社名を指定せず、お薬の有効成分の名称(一般名)で記載して処方することです。厚生労働省が示している記載方法に準じて下記のように表記されます。

◆ 【般】+「一般名」+「剤形」+「含量」

病院長